

裁判官会議（第4回）議事録

令和7年2月5日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 今崎長官、三浦、草野、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、岡、堺、尾島、宮川、石兼、平木、中村各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

人事について

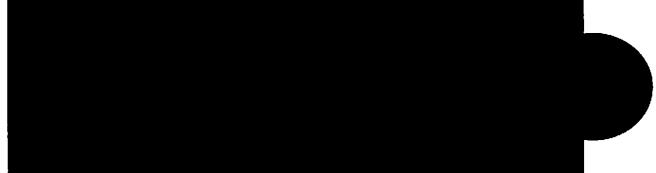
徳岡人事局長から、資料に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の裁判官の転補等、3の裁判官の判事任命等及び4の司法修習生の再採用については、いずれも原案どおり決定した。

午前10時34分終了

議長



秘書課長



裁判官会議付議人事関係事項(令和7.2.5提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官 (令 7. 3. 14) 東京高判事・東京簡裁判事
篠 原 淳 一 (49)
依願免本官並びに兼官 (令 7. 3. 10) 水戸地家判事補・水戸簡裁判事
薦 田 淳 平 (71)
定年退官 (令 7. 3. 7) 福岡簡裁判事
山 本 奉 文

2 裁判官の転補等について

さいたま地家判事 (部総括) ・さい
たま簡裁判事 東京高判事・東京簡裁判事
真 辺 朋 子 (47)
神戸地判事 (部総括) ・神戸簡裁判
事 東京高判事・東京簡裁判事
大 西 直 樹 (47)
司研教官 (東京地判事・東京簡裁判
事) 東京地判事・東京簡裁判事
菱 川 孝 之 (61)
司研教官 (東京地判事・東京簡裁判
事) 東京地判事・東京簡裁判事
花 田 隆 光 (62)
名古屋高判事・名古屋簡裁判事 東京高判事・東京簡裁判事
市 原 志 都 (57)
最高裁総務局付 (東京地判事補・東
京簡裁判事) 金沢地家判事補・金沢簡裁判事
石 田 太 郎 (72)

最高裁人事局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	東京地判事補・東京簡裁判事
最高裁民事局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	中川 ひとみ (70) 千葉地家判事補・千葉簡裁判事
最高裁民事局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	櫻井周世 (69) 大阪地家堺支判事補・堺簡裁判事
最高裁刑事局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	吉本奈々絵 (69) 東京地判事補・東京簡裁判事
最高裁行政局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	先崎春奈 (70) 東京地家立川支判事補・立川簡裁判事
最高裁家庭局付（東京家判事補・東京簡裁判事）	瀧田慎太郎 (73) 松江家地判事補・松江簡裁判事
3 裁判官の判事任命等について	渡辺正 (70)
最高裁家庭局付（東京家判事・東京簡裁判事）	最高裁家庭局付（東京簡裁判事・東京家判事補）
4 司法修習生の再採用について	秋葉千絵 (65)





裁判官会議（第5回）議事録

令和7年2月12日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 今崎長官、三浦、草野、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、岡、堺、尾島、宮川、石兼、平木、中村各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

人事について

徳岡人事局長から、資料に基づき、広島高等裁判所長官の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

広島高等裁判所長官中山孝雄の定年退官に伴い、最高裁判所首席調査官小林宏司を広島高等裁判所長官とし、その後任者を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）福井章代とし、その後任者を宇都宮地方、家庭裁判所長山田真紀とし、その後任者を東京地方裁判所判事佐藤達文とする。

午前10時34分終了

議長



秘書課長



裁判官会議（第6回）議事録

令和7年2月19日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 今崎長官、三浦、草野、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、岡、堺、尾島、宮川、石兼、平木、中村各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

1 総務局関係事項について

小野寺総務局長から、資料第1に基づき、岡村裁判官の職務執行回避許可の申立てについて説明があり、当該事件についての岡村裁判官の回避申立てを許可することとした（岡村裁判官は議決に加わらなかった。）。

2 令和6年度裁判所予備経費の使用について

染谷経理局長から、資料第2に基づき、標記の予備経費の使用について説明があり、原案どおり支出することを承認した。

3 民事訴訟手続におけるe提出・e記録管理に対応するシステムについて

福田民事局長及び榎本デジタル審議官から、資料第3に基づき、民事訴訟手続におけるe提出・e記録管理に対応するシステムについて報告があった。

4 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申について

小野寺総務局長から、資料第4に基づき、標記の答申について報告があった。

5 人事について

徳岡人事局長から、資料第5に基づき、静岡家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

静岡家庭裁判所長細矢郁の依願免本官並びに兼官に伴い、高松高等裁判所判事佐藤正信を静岡家庭裁判所長とする。

午前10時52分終了

議長

秘書課長

裁判官会議（第7回）議事録

令和7年2月26日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 今崎長官、三浦、草野、宇賀、林、岡村、安浪、渡辺、岡、堺、尾島、宮川、石兼、平木、中村各裁判官

今崎長官議長席に着く。

議事

- 1 官報の発行に関する法律第4条第2項第2号の規定に基づき協議を行う権限の委任について

福島秘書課長から、資料第1に基づき、標記の権限の委任について説明があり、原案どおり決定した。

- 2 不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則案の資料の誤記について

染谷経理局長から、資料第2に基づき、標記の誤記について報告があった。

- 3 担保法制の見直しに関する要綱について

福田民事局長から、資料第3に基づき、標記の要綱について報告があった。

- 4 人事について

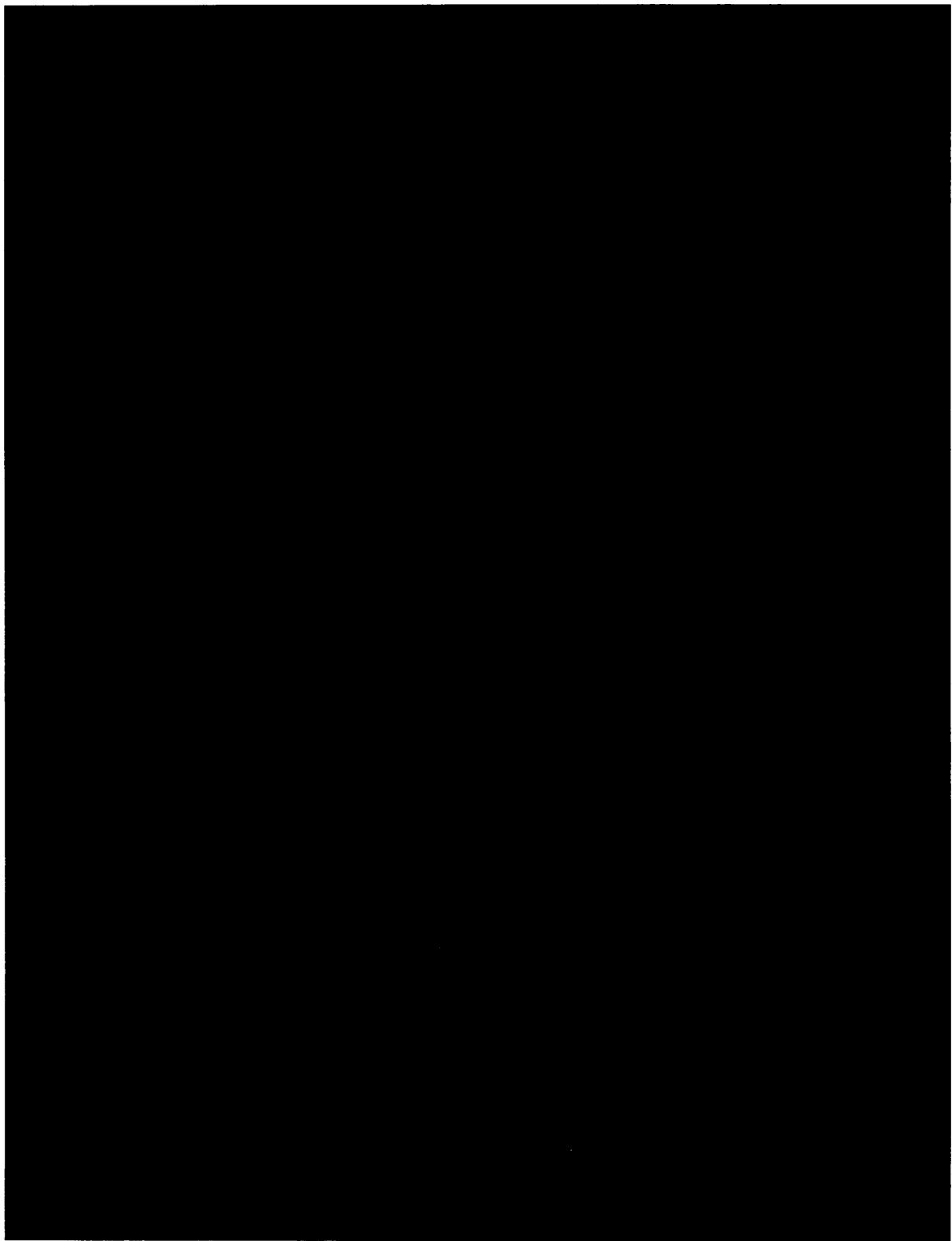
徳岡人事局長から、資料第4に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官及び2の裁判官の死亡については、いずれも報告がされ、3の裁判官の転補等、4の裁判官の再任及び5の裁判官の判事任命等については、いずれも原案どおり決定し、6の令和6年度司法修習生の採用等については、重点審議者名簿登載の者を含めた採用候補者について審議された結果、本議事録別紙第1記載の者を同別紙第2の理由で不採用とすることに決定したほか、同別紙第3記載の者を採用することに決定し、7の司法修習生の再採用及び8の令和6年度司法修習生の修習期間の決定については、いずれも原案どおり決定し、裁判官の再任等については、次回の裁判官会議に審議を続行することとした。

午前11時17分終了

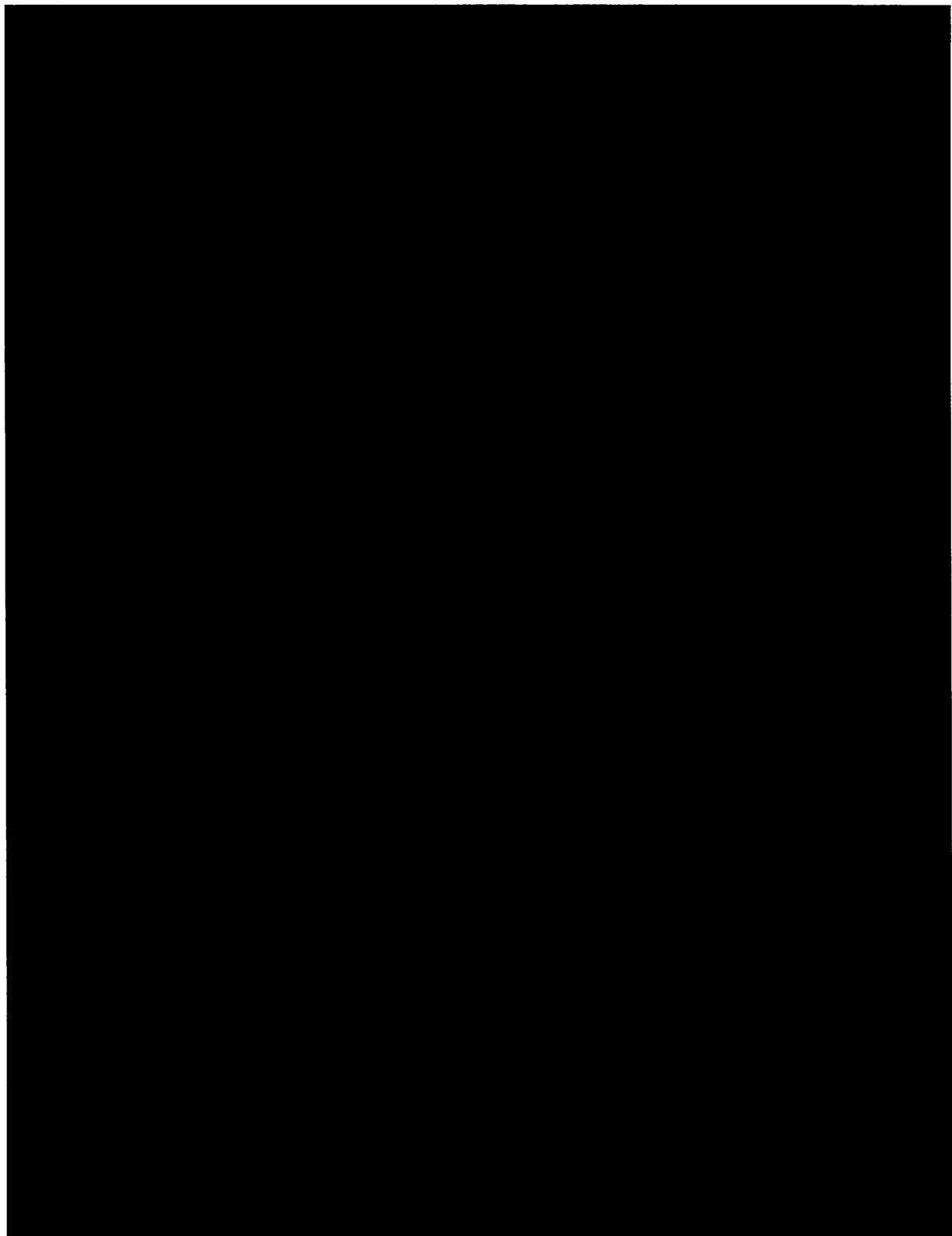
議長

秘書課長

不採用者名簿



不採用理由



令和6年度司法修習生採用者名簿

(令和7年3月19日付け)

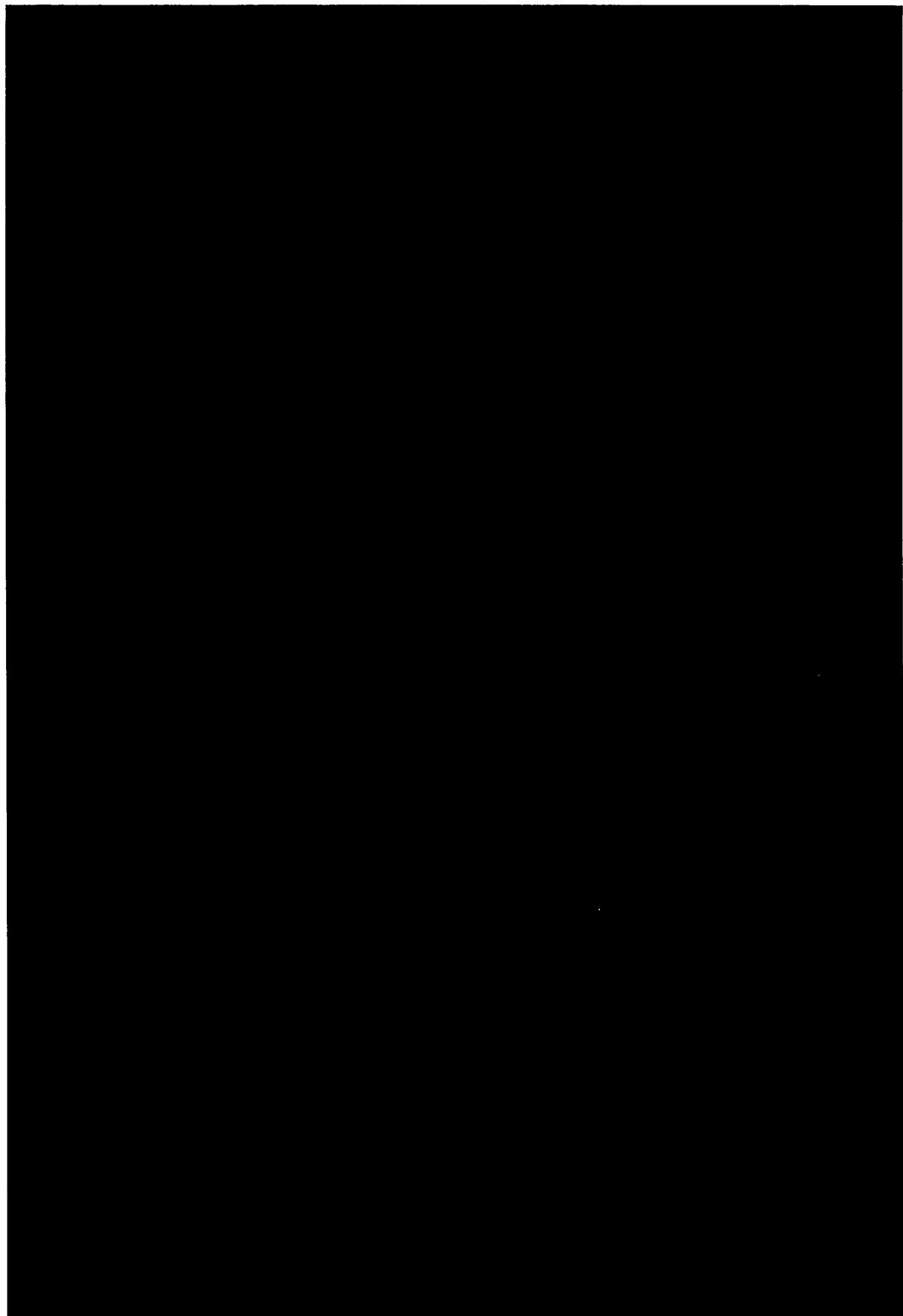
番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名



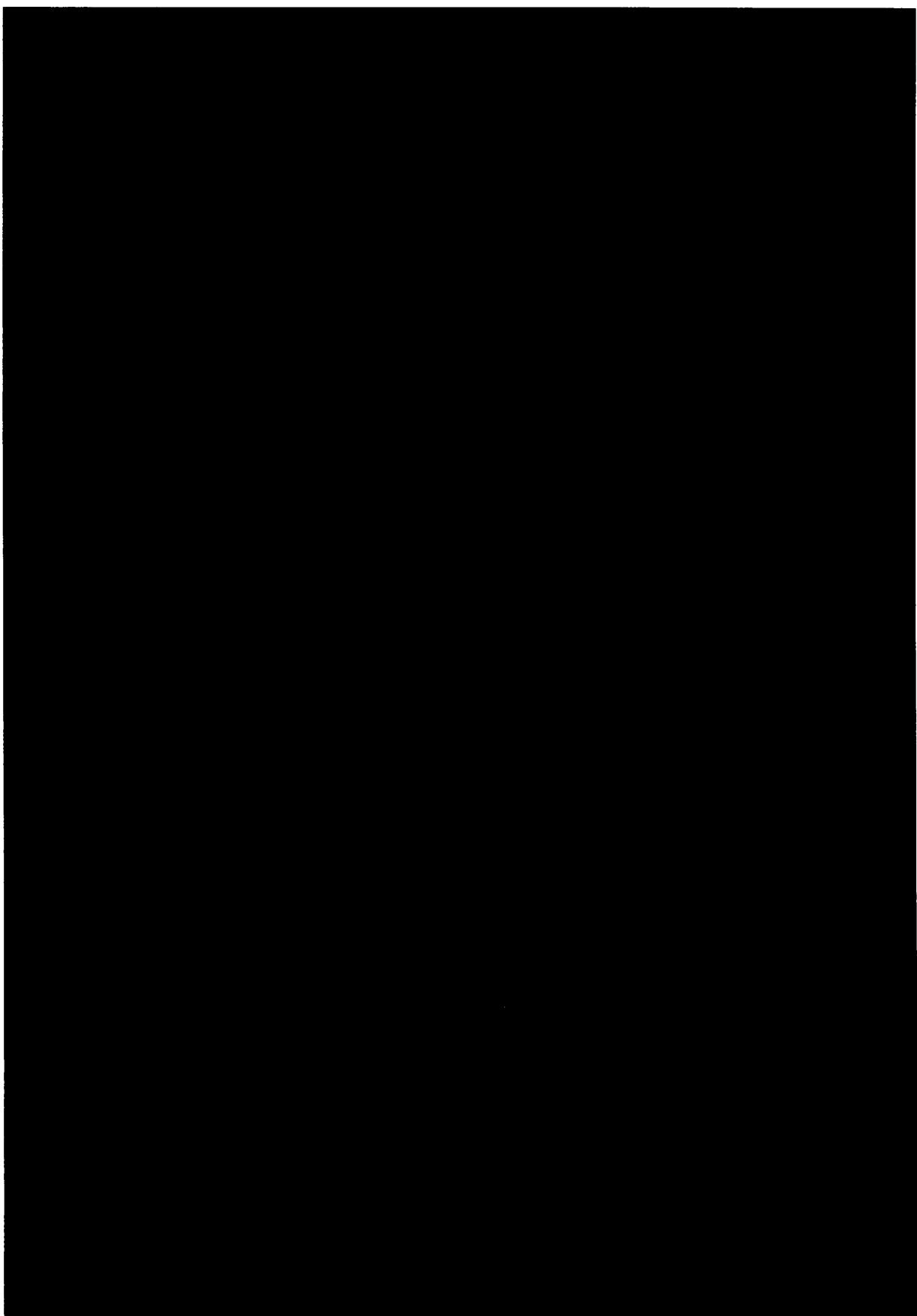
番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名



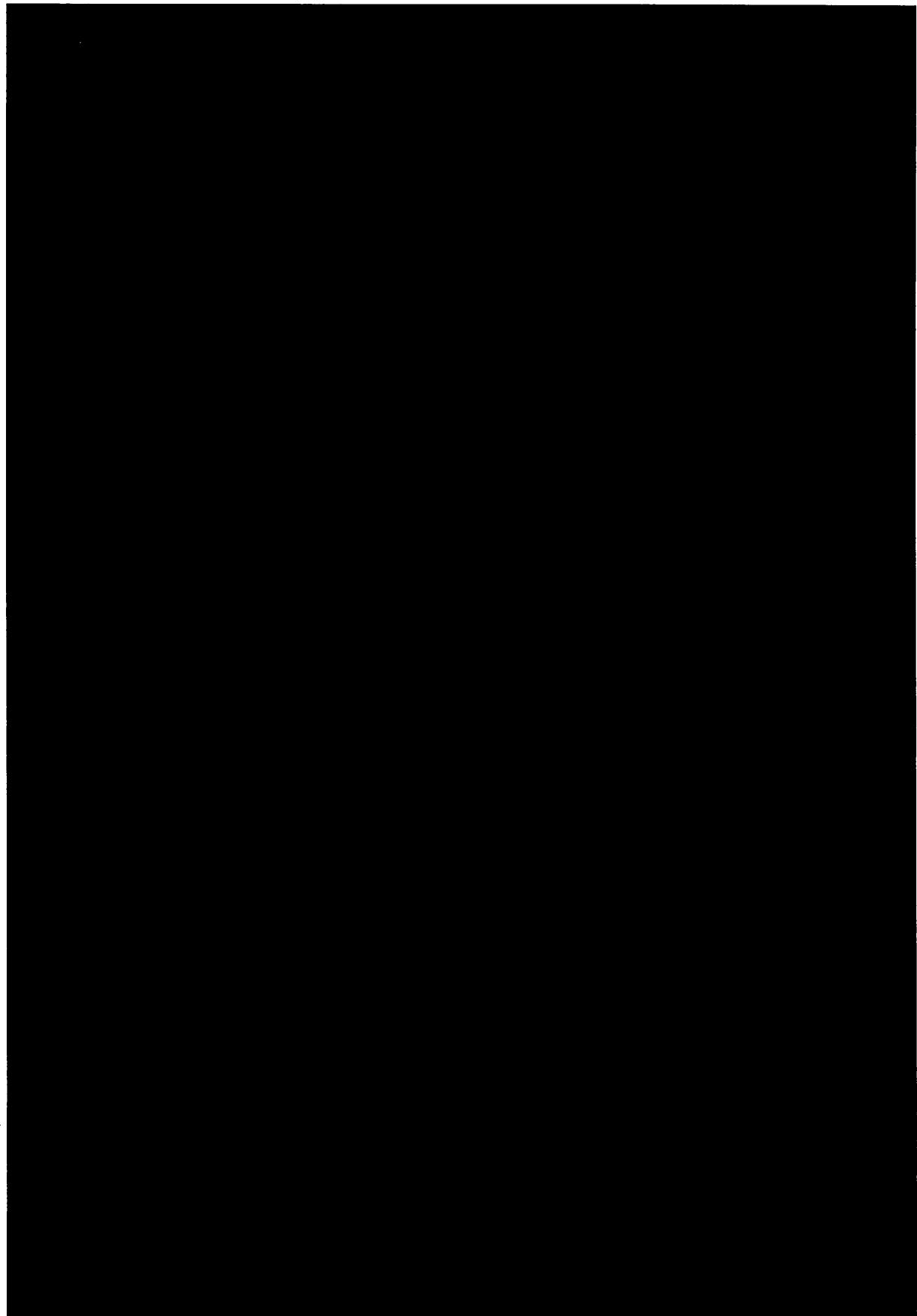
番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名



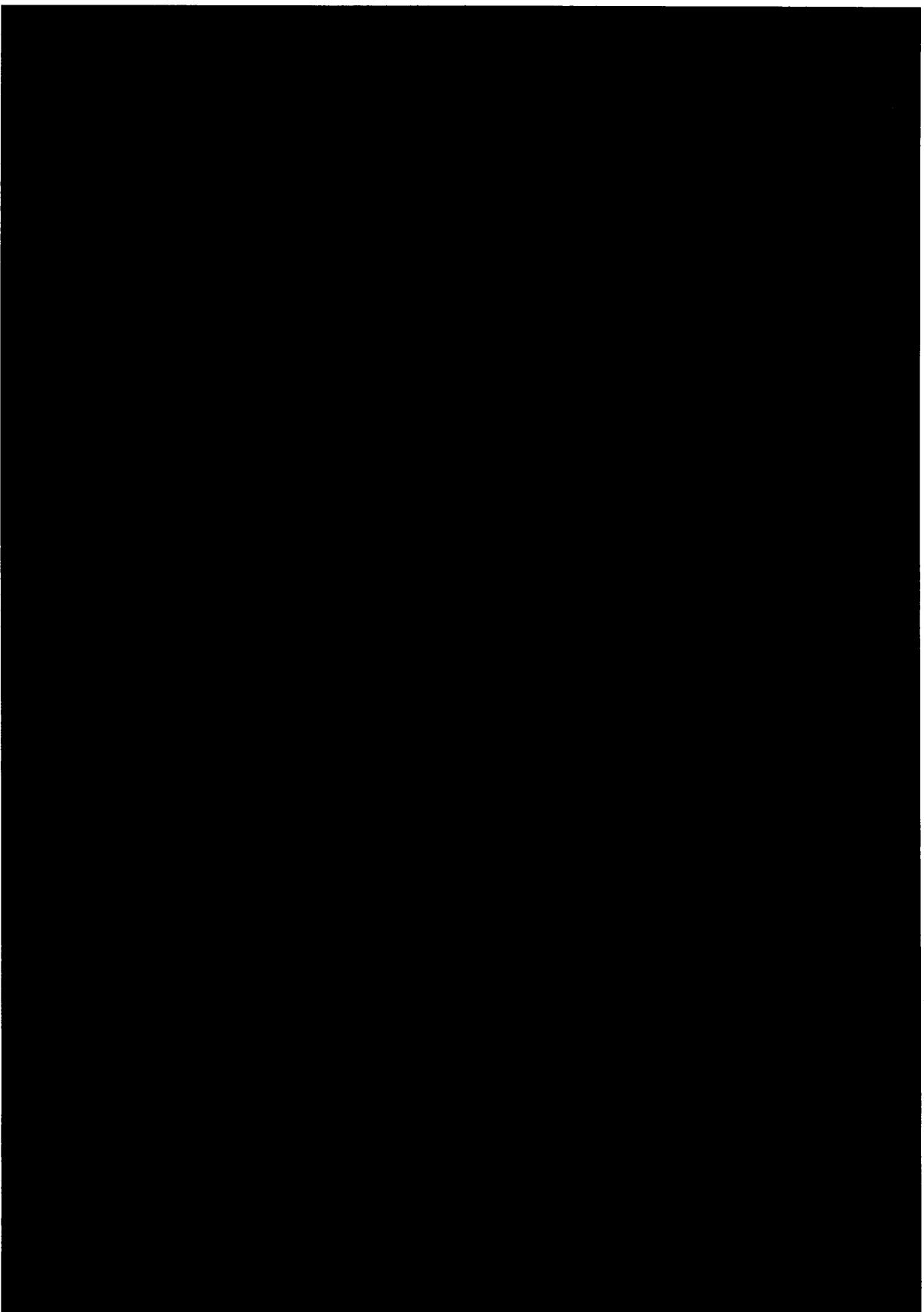
番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名



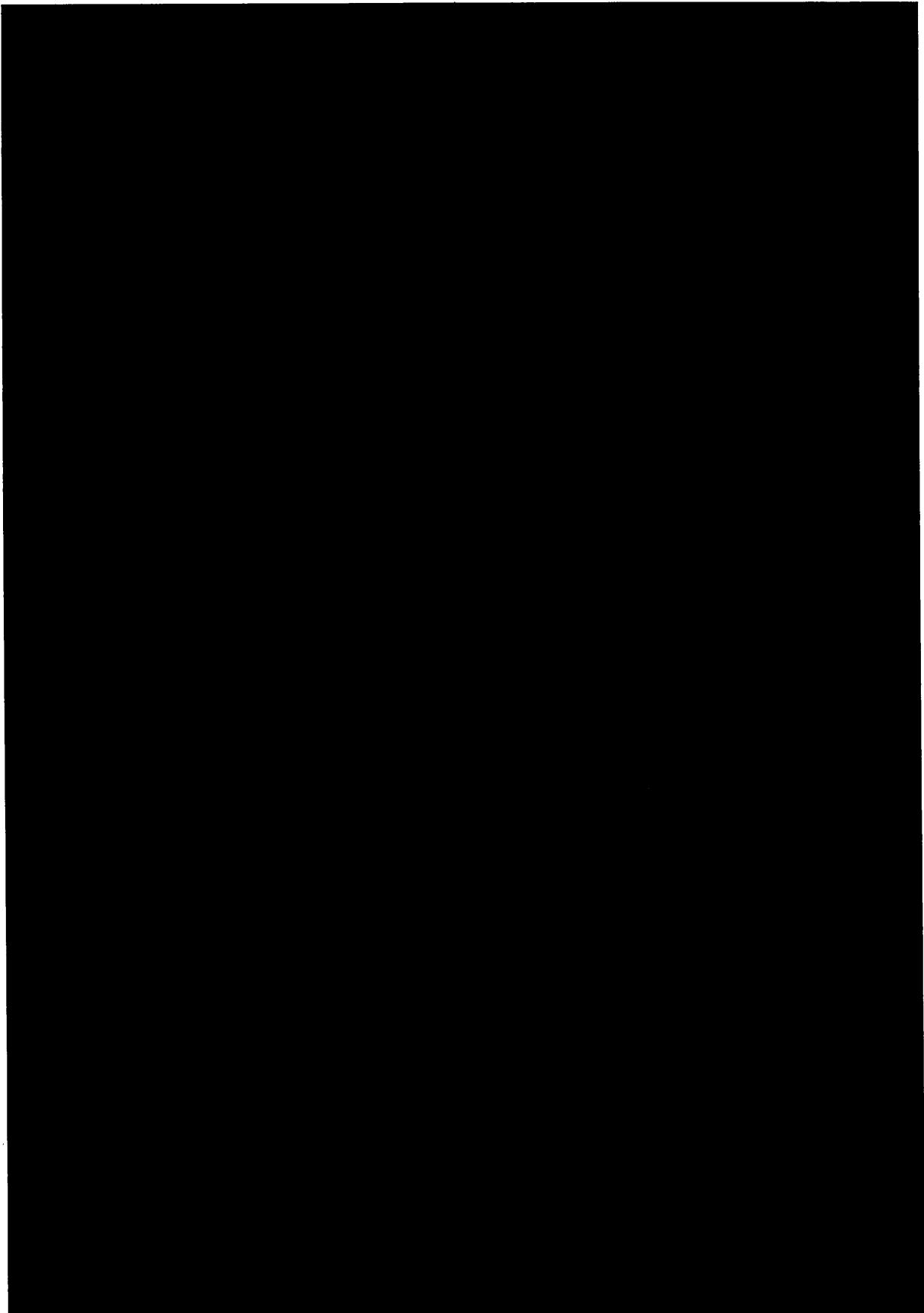
番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名



番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名

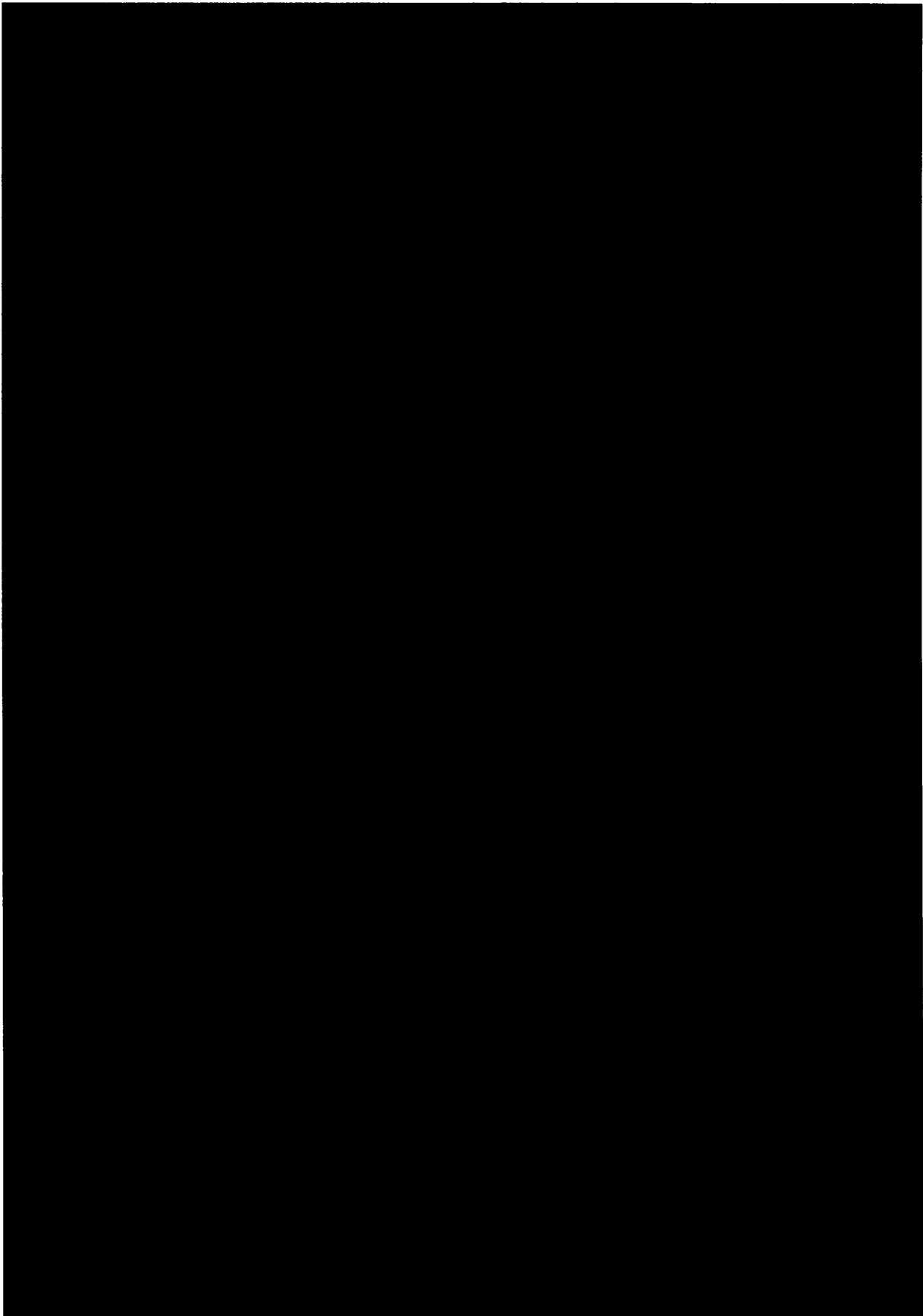
番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名



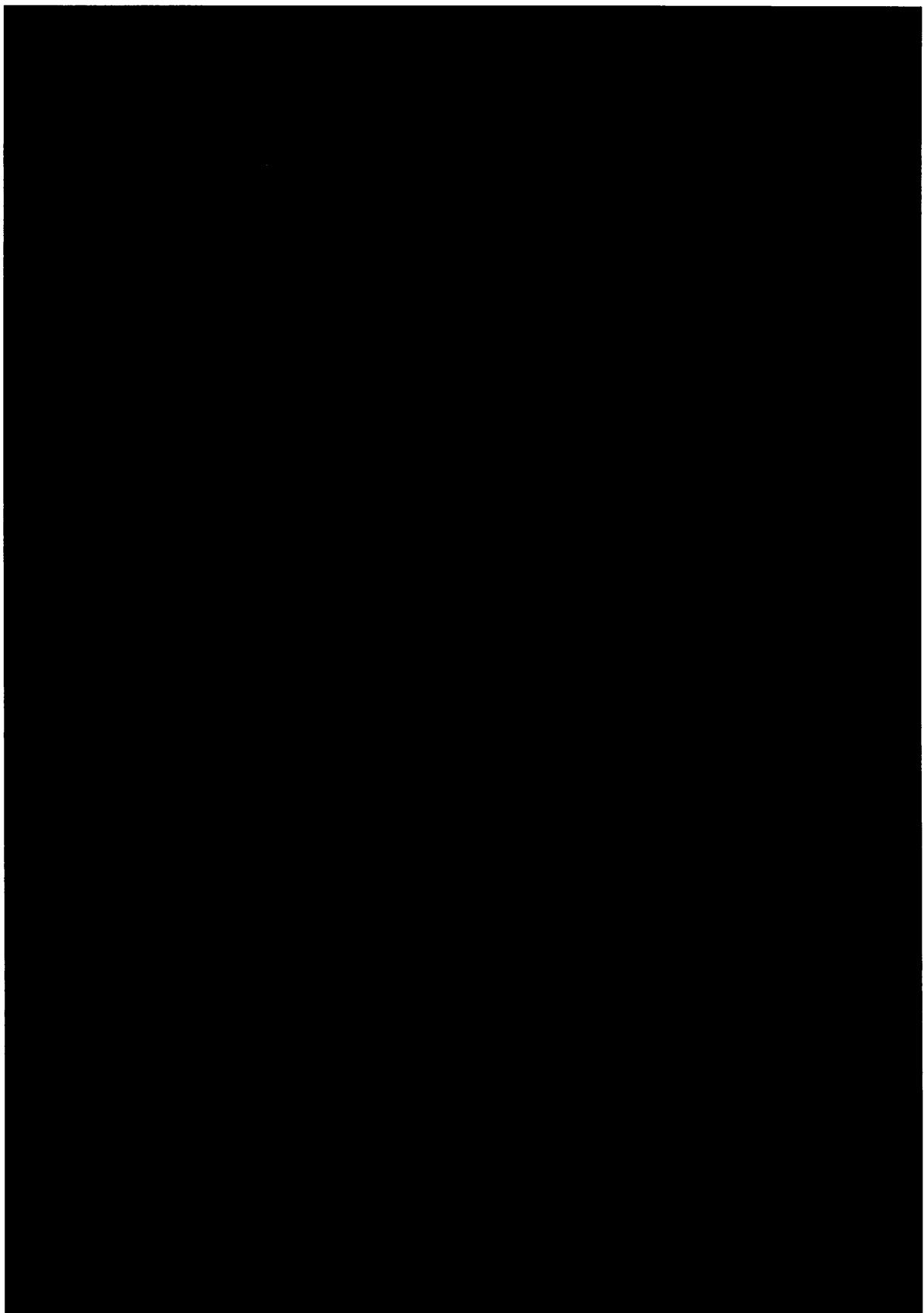
番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名



番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名

番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名

番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名

番号 氏名

番号 氏名

番号 氏名

番号 氏名

名

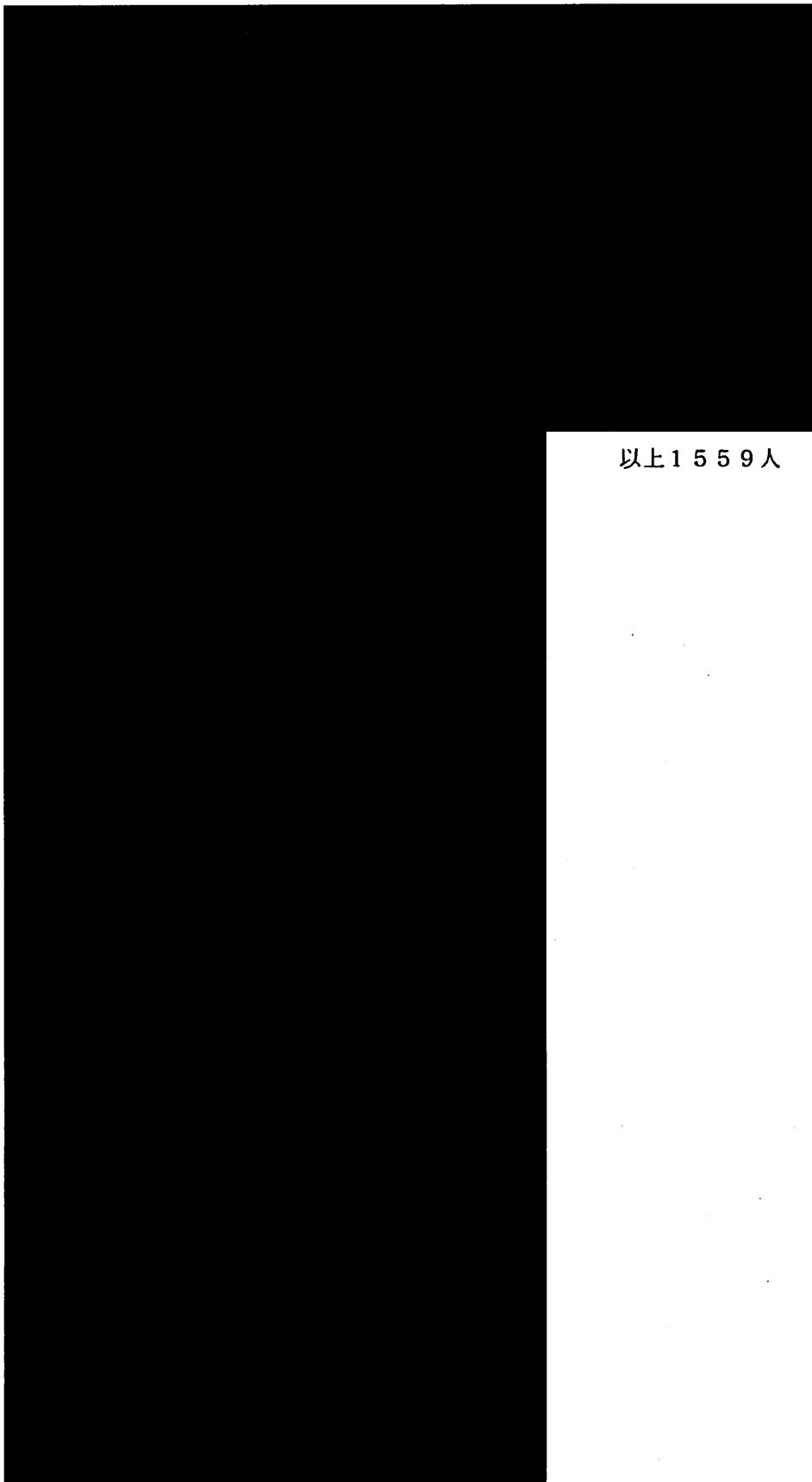
番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名 番号 氏

名



以上1559人

裁判官会議付議人事関係事項(令和7.2.26提出)

1 裁判官の退官について

定年退官(令7.3.21)

最高裁判事

草野耕一

定年退官(令7.3.21)

福岡簡裁判事

齊藤博法

2 裁判官の死亡について

死亡

都城簡裁判事・小林簡裁判事

橋口幸司

3 裁判官の転補等について

東京地判事(部総括)・東京簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

加本牧子(51)

東京高判事・東京簡裁判事

東京地判事・東京簡裁判事

三貫納隼(60)

4 裁判官の再任について

名古屋家地岡崎支判事・岡崎簡裁判事

名古屋家地岡崎支判事・岡崎簡裁判事

村松教隆(55)

(令和7年3月21日限り任期終了者)

5 裁判官の判事任命等について

最高裁民事局付・デジタル審議官付
(東京地判事・東京簡裁判事)

最高裁民事局付・デジタル審議官付
(東京簡裁判事・東京地判事補)

狭間巨勝(65)

6 令和6年度司法修習生の採用等について

「令和6年度司法修習生採用候補者名簿」及び「重点審議者名簿」のとおり

7 司法修習生の再採用について



8 令和6年度司法修習生の修習期間の決定について

令和6年度司法修習生について、裁判所法第67条の2第1項及び第67条の3第1項の「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」を、いずれも令和7年3月19日から令和8年3月25日までと定める。

(裁判官の再任等について)

別添「要審議者名簿」のとおり